

経営者保証ガイドラインを活用した廃業支援

北海道銀行 融資部債権管理室

上席融資役 佐々木 宏之

北海道銀行における経営者保証ガイドラインの取組体制

【融資先】

廃業または廃業に準ずる事象が発生

①

＜営業店＞

チェックリスト「保証債務整理に関する確認票」により、ガイドラインに基づく保証債務整理の説明および意向確認

保証人がガイドラインの利用に関心を示した場合

② (ボタンタッチ)

③

＜債権管理室＞

保証債務整理手続を直接担当

北海道銀行における経営者保証ガイドライン取組状況

(2014年2月～2016年5月)

	先名	保証人数	主債務の整理	整理方法	手続終結	※
1	(株)S社	2	破産	特定調停	済	
2	(株)N社	1	RCCスキーム	一体整理	済	再
3	M社(株)	1	破産	特定調停	済	
4	K社(株)	1	破産	特定調停	済	
5	(株)W社	1	民事再生	特定調停	未了	
6	(株)S社	1	破産	特定調停	済	
7	N社(株)	2	破産			×
8	(株)M社	2	破産(申立未了)	特定調停	未了	○
9	(株)S社	1	破産			×
10	(株)I社	1	支援協スキーム	一体整理	済	再
11	(株)N社	2	破産	特定調停	済	○
12	X社(株)	3	破産	特定調停	済	○
13	(株)B社	2	破産	特定調停	済	○
14	(協)N社	6	破産	特定調停	済	○
15	O社(株)	2	支援協スキーム	一体整理	済	再
16	S社	1	破産	特定調停	未了	○
17	(株)K社	1	破産(申立未了)	特定調停	未了	○

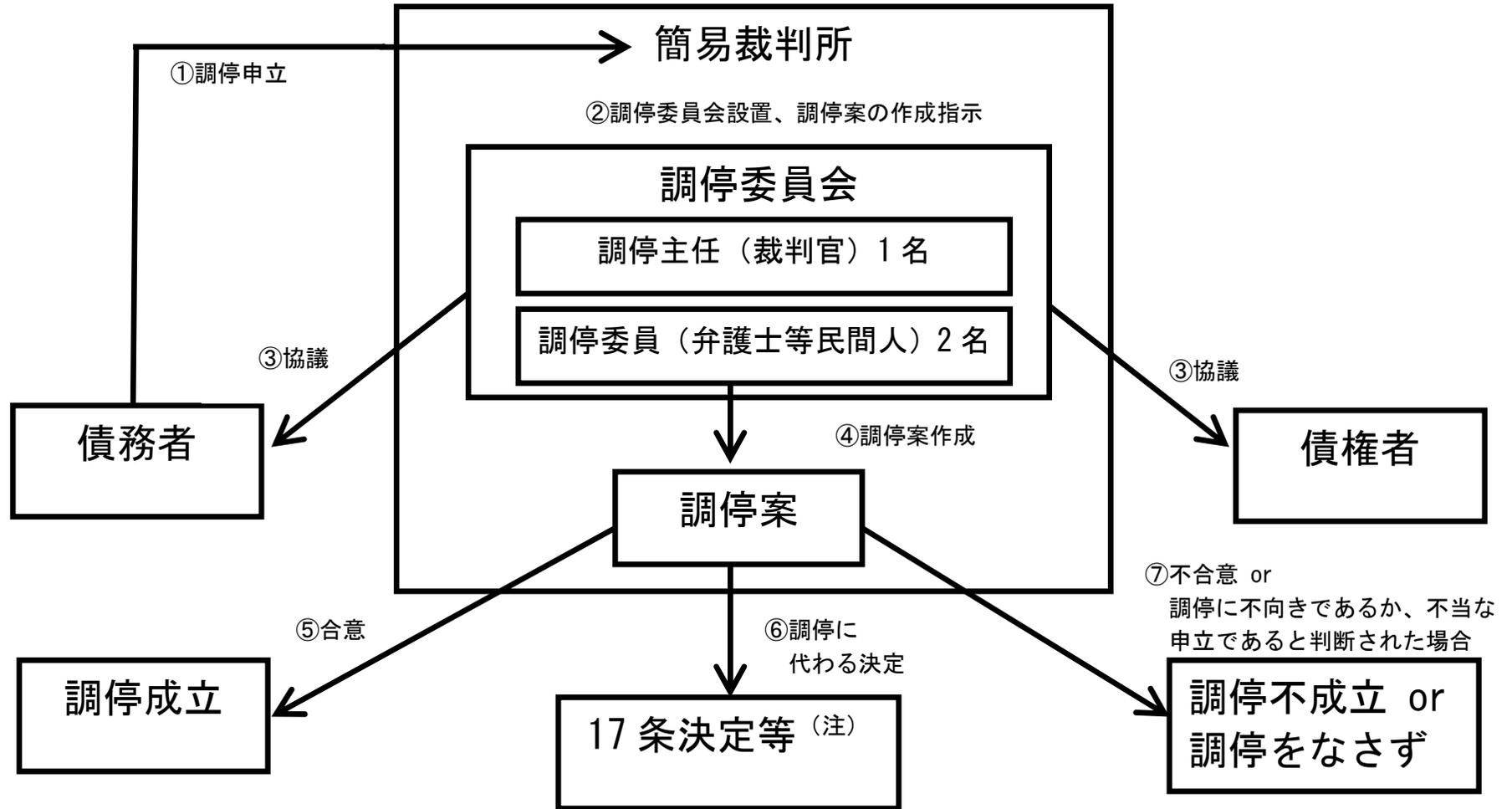
	先名	保証人数	主債務の整理	整理方法	手続終結	※
18	(株)T社 他1社	2	民事再生			×
19	(株)Y社	4	破産			×
20	(株)S社	2	未定	未定	未了	○
21	(株)A社	1	破産	特定調停	未了	
22	(株)M社	1	破産(申立未了)	特定調停	未了	○
23	(株)D社	2	破産	特定調停	未了	
24	(株)S社	1	破産	特定調停	未了	
25	T社	1	個人再生	特定調停	未了	
26	(株)K社	1	REVICスキーム	債権売却	済	再
27	(株)D社	1	破産(申立未了)	特定調停	未了	○
28	(株)J社 他1社	1	破産(申立未了)	特定調停	未了	○
29	(株)P社	1	破産(申立未了)	特定調停	未了	○
30	F社(株)	1	破産(申立未了)	特定調停	未了	○
31	K社(株)	2	破産	特定調停	未了	
32	S社(株)	1	破産	特定調停	未了	
33	(有)I社	1	破産(申立未了)	特定調停	未了	○

※ ○…当行が主体となって「経営者保証ガイドライン」を活用した廃業支援事例。 ×…保証人が破産したため、廃業支援を断念した事例。 再…再生事例。

(注) 主債務の整理における「破産(申立未了)」は、破産申立の準備に時間を要している事例。

(一般的な) 特定調停

…… 裁判所が関与することにより、支払不能に陥るおそれのある債務者について、その経済的再生のために、債権者等との間で、返済条件の軽減等に関する合意の形成を図る制度。

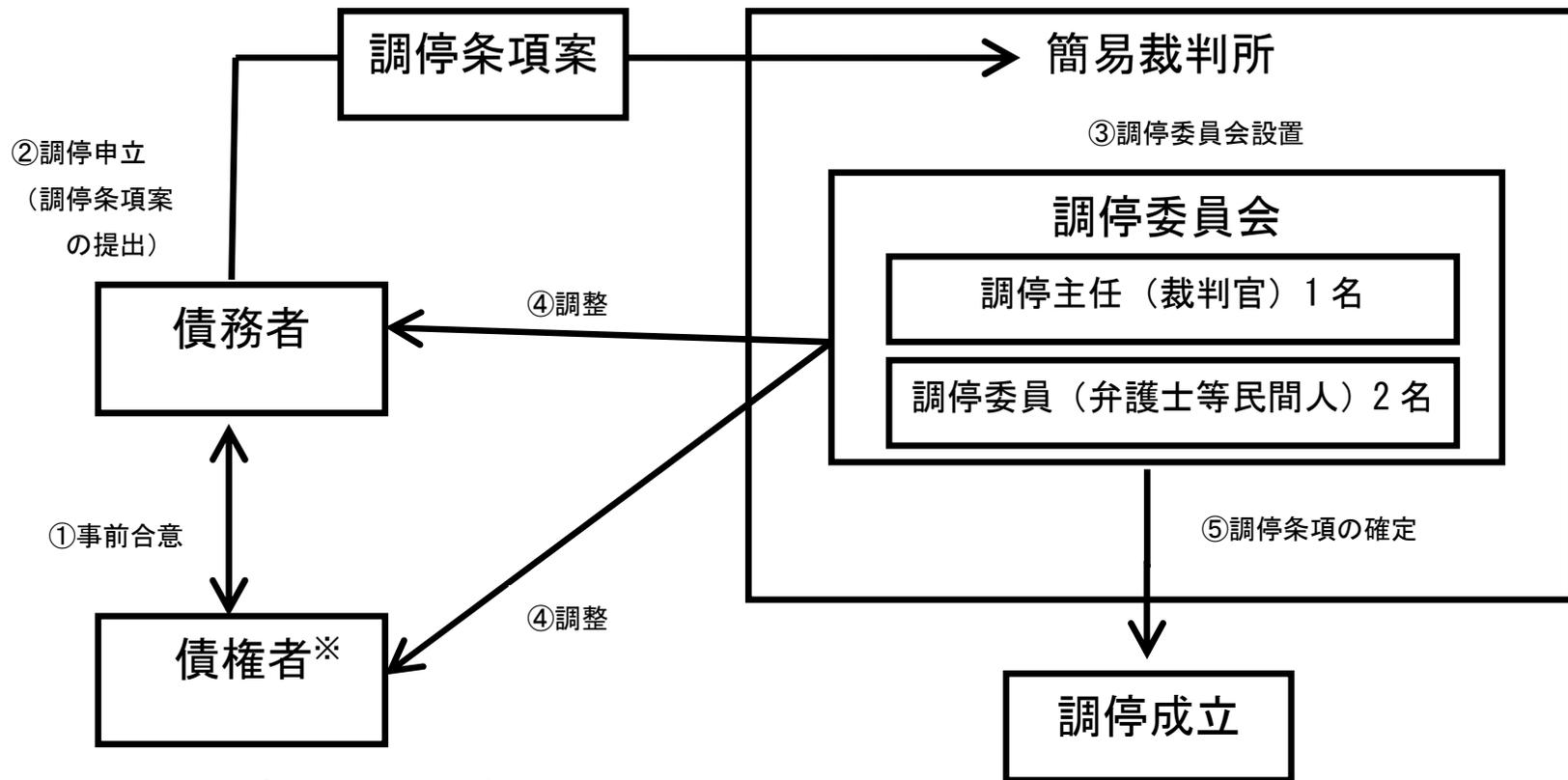


(注) 民事調停法 17 条に定められた、調停が成立する見込みがない場合に、裁判所が当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で紛争解決に必要な決定を下す制度。また、17 条決定のほか、調停委員会が調停条項を定める場合がある。

日弁連特定調停スキーム

(経営者保証ガイドラインに基づく特定調停)

…… 債権者と債務者があらかじめ調停条項の内容について合意。



※債権者間調整の流れについては次頁参照。

日弁連特定調停スキームの詳細は、「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引き」(日弁連ホームページ掲載)、「中小企業再生のための特定調停手続の新運用の実務 経営者保証に関するガイドライン対応」(株商事法務出版)を参照。

【参考】債権者間調整の流れ（日弁連特定調停スキーム）

①メイン行と支援専門家（弁護士）が事前協議⇒弁済計画案を策定。

②支援専門家が、他の債権者に対して弁済計画案を提示。

＜弁済計画案に難色を示す債権者がいた場合＞
必要に応じてバンクミーティングを実施（メイン行主導による債権者同士の話し合い）。

③他の債権者の合意が得られた場合
メイン行と支援専門家の協議⇒調停条項案を策定。
債務者と合意⇒債務者から特定調停を申立。

X 社(株)の事例にみられる経営者保証ガイドラインを活用した廃業支援のメリット

1. 事案の概要

(1) 債務者会社 (X 社)

- ・ 北海道内の特定地区を主な基盤として近海漁業を営む。
- ・ 昭和 50 年代に船舶事故などもあり事業縮小。
- ・ 平成 15 年以降、金繰り逼迫する中、地元漁船組合や経済界の重鎮からの要請もあり、延滞状態ながらも少額弁済の継続を許容。
- ・ 平成 26 年秋、再度の船舶事故により残る漁業船舶が 1 隻となったことから、当行は事業継続困難と判断し、X 社に廃業（破産）を勧告した。

(2) 保証人 (3 名)

- ・ 代表者 (A 氏)
- ・ 代表者の母 (H 氏…高齢かつ施設入居中)
- ・ 前役員の保証債務を相続した妻女 (F 氏…高齢で持病あり。X 社の経営には携わっていない)

2. 当行の提案と交渉等の経緯

- (1) 当行は、X社の破産と同時に、保証人の保証債務の整理について、経営者保証ガイドライン（以下GL）の活用を提案。
- (2) しかし、A氏は1隻でのX社の事業継続に固執。
- (3) 当行が、F氏の相続を担当したS弁護士を經由し、X社の法的整理を前提とするGLを活用したF氏の保証債務の整理を側面から再度提案し、A氏を説得。
- (4) 結果、A氏はX社の法的整理を決断するに至った。
- (5) S弁護士がX社の申立代理人兼保証人3名の支援専門家となりX社は破産申立を行い、保証人3名については各債権者にGL活用による債務整理の申出を行った。
- (6) S弁護士が、保証人3名より資産内容を聞き取りかつ調査のうえ、保証人と連名で表明保証をした。

3. 保証債務の整理について

- (1) X社については、社会保険庁等に多額の年金未納を抱えていたこともあり、債権者からみたGL上の経済合理性はなし。

(2) 保証債務の整理については、以下の内容で、S 弁護士から各債権者へ事前に説明し、合意を取り付けたうえで、特定調停の申立を行った。

保証債務の整理の内容

		金額 (百万円)
GL 対象資産	①	109.7
3 年後破産時と比較した差額	② = ① - ⑦	67.6
保証人の残存資産	③ = ② / 2	33.8
債権者の経済合理性	④ = ② / 2	33.8
債権者の回収見込額の増加額	⑤ = ④ - ⑥	28.1
GL 活用に要する調停・弁護士費用 (債権者も恩恵を受ける共益費)	⑥	5.7
3 年後破産時の資産見込額	⑦	42.1
保証人の自由財産	⑧	3.0
債権者の回収見込額	⑨ = ⑦ - ⑧	39.1
保証人の残存資産	⑩ = ③ + ⑧	36.8
債権者の回収額	⑪ = ⑤ + ⑨	67.2

(内訳)	A 氏	H 氏	F 氏	合計
GL 対象資産	17.7	23.9	68.1	109.7
残存資産*	4.6	11.3	20.9	36.8

* 個別事情を勘案し配分。具体的には、H 氏、F 氏とも高齢で考慮すべき個別事情があった。また、F 氏は、経営に携わっていないにもかかわらず、返済を負担する中心となることから、特別な配慮が必要であった。

GL 対象債権
109.7 > 当初想定
10~20

大幅増加

多額の残存資産を残せた

50 百万円の
大幅増加

うち当行回収額
57 > 当初想定
7

本事例の詳細は、(株)きんざい刊行の「事業再生と債権管理」秋号に掲載予定の S 弁護士による論稿を参照。

4. 本件における当行のメリット

廃業支援による当行のメリット

	回収増加額等 (百万円)
① 把握していなかった保証人資産が判明したことによる保証債務の履行額の増加	50
② 債権者主導で破産処理を進めたことによる主債務者（企業）からの回収額の増加	50 [※]
③ X社を破産で処理したことによる早期無税化の税務メリット	192 ^{※※}
合計	292

※ イ. 担保力0の船舶を漁業権と同時処分（X社は、当初、船舶と漁業権を別々に処分する方針であったところ、S弁護士が申立代理人となったことにより、これを回避）⇒30百万円回収。

ロ. 担保不動産に残されたPCB等汚染物質除去費用は破産財団で負担（申立代理人になったS弁護士がX社から外部に流出する可能性があった資金を確保。破産管財人はその資金で除去対応）⇒20百万円（当行負担なし）。

※※ 「法人税法第52条第1項」「法人税法施行令96条1項3号ハ」に基づき、破産手続開始の申立てを行うと、貸倒引当金繰入額の半額を損金算入することができる。

具体的には、貸倒引当金繰入額（12億円＜有税引当＞）の半額（6億円）を無税化
⇒6億円×32.01%（実効税率）＝192百万円（税務メリット）

廃業支援のポイント

(1) GL 策定により、経営者（保証人）がより誠実に資産開示を行うようになったため、新たな資産が発覚して、回収増加につながるケースがみられている。

- 保証債務の免除が前提（アメ）。しかし、保証人資産の開示・表明保証後に新たな資産の存在が発覚した場合には、追加弁済を求められる（ムチ）。

(2) 保証人を破産させないことにより風評リスクを回避できる。

- 金融機関が経営者（保証人）を追い詰めないことにより、地域における金融機関の評判を落とさずに済む。

GLは、経営者（保証人）にとって債務免除を受けられるなどのメリットがあるほか、金融機関にとっても早期の債権処理による管理コストの低減および回収額増加といったメリットがあり、まさに Win-Win の制度である。



以 上

(参考)

1. 経営者保証ガイドラインを活用した場合の対象債権者のメリット

(1) 保証債務の整理に関する一定の基準が示されたこと

ガイドラインに沿って対象債権者としても一定の経済合理性が認められる範囲で保証債務の減免・免除が行われた場合、保証人および対象債権者ともに課税関係は生じないこととされており(「Q & A」Q7-32)、無税直接償却時における保証債務の減免・免除による税務リスクが大幅に低減した。

(2) これまで立場上債務免除を伴う保証債務整理手続に合意をすることが困難であった信用保証協会(特に代位弁済前)や一部の政府系金融機関についても、本ガイドラインに基づく債務整理に関しては銀行等民間金融機関と同じ土俵で合意することが可能となった(「Q & A」Q1-1) こと

これまで当行が実際に取扱った案件において、信用保証協会や政府系金融機関にも極めて柔軟な対応をしていただいている。

※ 信用保証協会は、ガイドラインに基づく保証債務整理手続以外で保証債務を免除することは通常あり得ない。

(3) 債務整理のスピードアップ(=管理コストの削減)が期待できること

主債務との一体整理型の場合、従来は、保証債務についてのみ別途破産等法的整理の方法で主債務の整理手続終結後に整理されたり、主債務の整理手続の中で保証債務整理の大枠のみ合意した後、保証債務については別途特定調停等により決着するケースが多かった模様であるが、ガイドラインでは、全ての主債務の準則型私的整理手続の中で保証債務の一体整理がなされることが原則となる

ので、保証債務整理の大幅なスピードアップが期待できる。

保証債務単独整理型の場合でも、本来、主債務の整理手続が法的整理手続の場合は、主債務と保証債務を同一の破産管財人等により並行して整理すべきであるが、実務上、主債務の整理手続が終結してから保証債務の整理手続に着手するケースも多く（特に保証債務について法的整理手続を利用しない場合）、整理手続が終結するまでかなりの長期間を要することもある。今後は、主債務が法的整理手続により事業再生または事業清算を行うこととなった段階で、ガイドラインに基づく保証債務整理手続の申出をさせることにより、保証債務整理の大幅なスピードアップが期待できる。

（４） 対象債権者の回収の極大化が見込まれること

ガイドラインの施行により、対象債権者が保証人から回収できる額が大幅に減少する、というのが一般的な理解のようであるが、当行で実際にガイドラインに基づく保証債務整理を行った経験からは、当行が把握していなかった保証人資産が弁済原資に組み込まれたり、当行が把握していた資産であっても、保証人が任意で弁済原資に組み込むことで保全費用・債務名義取得費用・執行費用の負担や強制執行による処分価額下落を回避することにより、意外にも当初予測していたよりも回収額が増加したというケースも珍しくない。これは、従来のように青天井で保証債務の履行を求めてきた実務から、保証債務の免除を前提とした保証債務履行へと転換することによって実現したメリットではないかと解釈している。

（５） 「保証人資産の隠匿目的の贈与等が判明したり、上記表明保証の内容が事実と異なることが判明したとき等には、免除した保証債務額に免除期間分の延滞利息を付加して追加弁済を行う」旨の保証人・対象債権者間の書面契約により、仮に当該保証人に裏切られた場合であっても、追及の余地が残されること

保証債務の復活条項は、保証人の資産隠匿への誘惑に対して強い牽制が働くため、透明性の高い保証債務手続の実現に寄与するものと考えられる。

(6) 主債務の整理が清算型（＝事業継続を断念）である場合、非保全部分の 50%について無税間接償却が可能となる。

ガイドラインに基づく保証債務整理を行うためには、主債務の整理が準則型債務整理または法的整理手続によることが絶対条件である。主債務の整理手続が清算型である場合、選択できる手続は破産手続のみとなるため、主債務者が破産申立すると、その期に当該融資先にかかる貸出金のうち非保全部分（通常は全額が有税間接償却）の 50%について無税間接償却が可能となるため、自行の税務コストの削減につながる。

2. 廃業支援のツールとしての経営者保証ガイドライン活用のポイント

(1) 融資先が資金の繰り回しができなくなる前に主債務の整理手続に着手させること

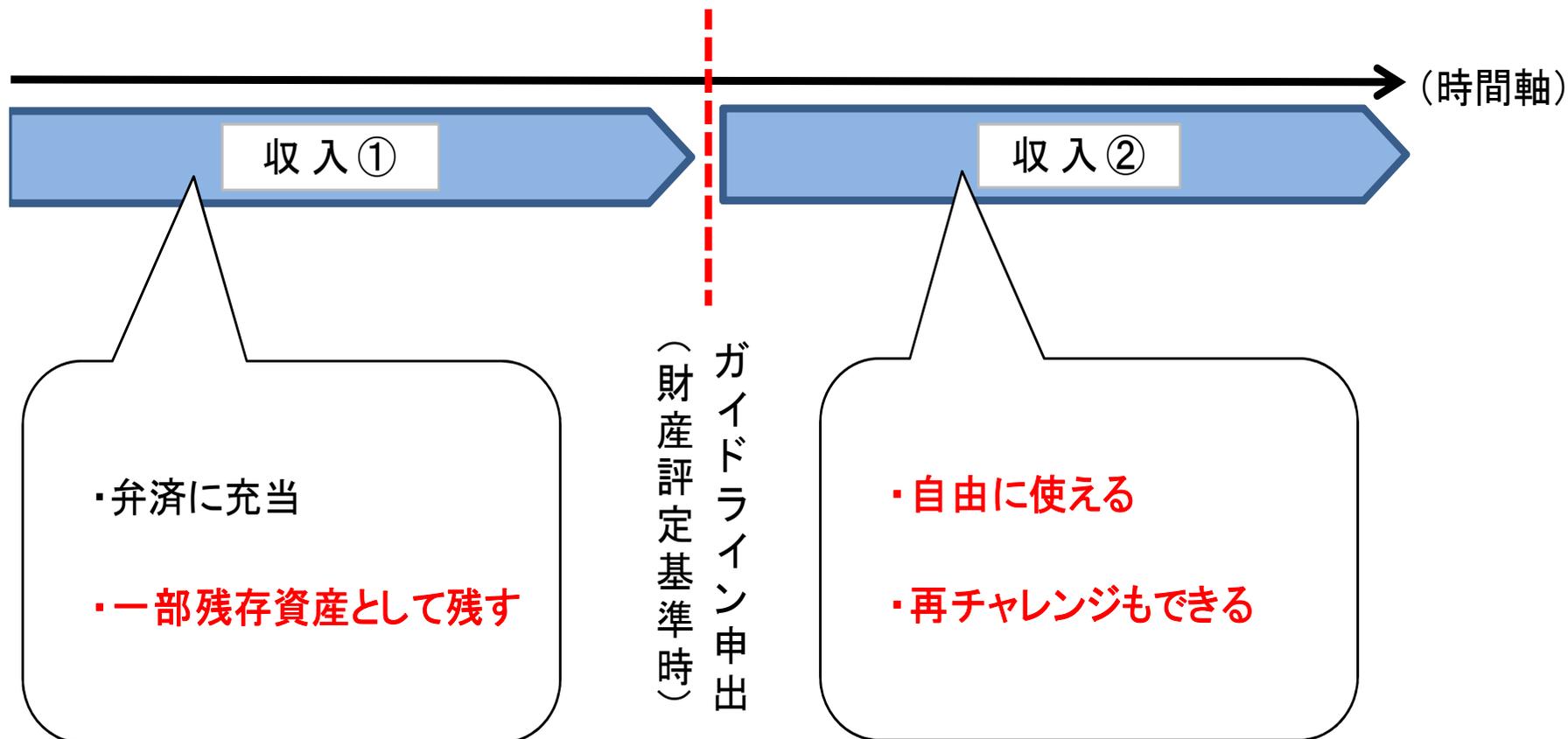
廃業支援の場合、ガイドラインに基づく保証債務整理を行うためには、主債務の整理が破産手続によることが絶対条件であるため、主債務の破産申立費用（通常数百万円）さえ調達できない状況では、ガイドラインの利用自体ができないこととなる。

(2) 主債務者に、破産手続で一般債権者への配当が可能な程度の資産が残されているうちに主債務の整理手続に着手させること

保証人の資産がいくらあっても、「回収見込額の増加額」を超えて残存資産を認めることは原則としてできない。ここでいう「回収見込額の増加額」とは、対象債権者にとっての回収見込額の増加額であるから、破産手続における一般債権者（対象債権者は一般債権者である）への破産配当ができないような状況では、保証人に残せる資産は原則 99 万円のみとなるので、保証人にとってのメリットが小さくなる。特に一般債権者に優先して配当される租税債権の滞納には注意が必要である。

もっとも、仮に保証人に残せる資産が 99 万円のみであっても、「**財産評定基準時以後の収入や新得財産は、保証債務の原資としてはならない**」というガイドラインのルールは、経営者保証人の再スタートに寄与する度合いが極めて高いことから、主債務者に、破産手続で一般債権者への配当が可能な程度の資産が残されていない状況であっても、ガイドラインを絡めた廃業支援に取り組む意義はある。

ガイドラインに基づく保証債務整理の申出前後の変化



(3) 経営者保証人に対する支援者（親族等）を確保しておくこと

ガイドラインに基づく保証債務整理において残存資産として認められない財産や「回収見込額の増加額」を上回る価格の財産であっても、財産評定基準時以後の収入（原則5年以内の分割弁済可、以下同じ）や新得財産（親族からの借入等も含む、以下同じ）で弁済することを条件に残存資産に含めることは可能なので、どうしても残したい財産がある場合は、予め支援者を確保しておくようアドバイスすることも重要である。

(4) 経営者保証人に、私財（特に個人での高利借入による資金）投入をさせないこと

ガイドラインに基づく債務整理においては、「対象債権者の経済合理性」（GL 本文第7項（3）③ 柱書（本文10頁））を上限として保証人に残存資産を認める建付けになっているが、いくら「対象債権者の経済合理性」を大きくしても、保証人資産がなくなっていると、残存資産のメリットを享受できないことになる。

特に、個人による高利借入で得た資金を会社の運転資金に投入することはやめるようアドバイスすべきである。なぜなら、この場合の高利金融業者は対象債権者に該当しないため、金融機関の保証債務が免除されても高利金融業者への債務は残ることとなり、経営者にとって、ガイドラインを利用する意味がないことになるからである。

(5) 対象債権者間の調整はメイン行主体で行い、保証人や支援専門家任せにしないこと

ガイドラインは施行から2年を経過しているが、保証債務単独整理型の場合は、金融機関のみならず、支援専門家の側も「手順方法がわからないため、進めようがない」というのが実態である。これは、ガイドラインが「業界の自主ルール」であるため、業界に属していない支援専門家が独自にノウハウを構築することが困難であること、「自主ルール」特有の性質として、ガイドラインの記

述内容がわかりにくいことに起因しているものと考えられる。

平成 26 年 12 月 12 日に、日本弁護士連合会から「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の手法としての特定調停スキーム利用の手引き」が公表されているが、支援専門家の一翼を担うべき弁護士にも、同手引きの存在が浸透していないように見受けられ、仮に同手引きが支援専門家間で周知・定着したとしても、同手引きを振りかざして支援専門家主導で手続を進めた場合、ガイドラインの趣旨から、対象債権者に相当程度の譲歩が求められるだけに、対象債権者側としてはかなりの抵抗感を覚えるのは疑いないところである。

したがって、メイン行主導で行う廃業支援の場合は、予め当該金融機関が他の対象債権者に対してスキームの説明を実施した後に、支援専門家からガイドラインに基づく保証債務整理の申出をさせるという段取りで、必要に応じて、バンクミーティングを実施しながら手続を進めていくことが肝要である（ただし、当該金融機関は、対象外債権者を手続に引き込む場合の対象外債権者との調整には原則として関与しない）。

3. 主債務者（企業）を破産で処理する場合のポイント

当行の廃業支援では、主債務者（企業）を破産で処理するケースが多い。

**破産申立前に担保処分（任売）を行うことにより、処分価格
下落を回避することができ、回収額の増加につながる。**

4. ガイドラインに基づく保証債務整理手続（保証債務単独整理型）の進め方

（1）【第1段階】相談・申出

- ① ガイドラインの内容説明および適用申出の意思確認
- ② 支援専門家の選任
- ③ メイン行と支援専門家による事前協議
 - ※ ガイドライン適用要件の検証および主債務者の整理状況の確認
 - ※ 残存資産の意向聴取
- ④ 主債務整理手続の申立
- ⑤ 一時停止の申出
 - ※ 財産評定基準日の確定

（2）【第2段階】債務整理計画策定

- ① 支援専門家による財産評定基準日現在における「財産目録」作成
 - ※ 一時停止の申出時現在で「財産目録」を作成することができない場合は、下記(3)②の合意書面等において、「財産目録」の基準日を財産評定基準日とすることの合意がなされることが必要。
- ② メイン行と支援専門家による「対象債権者にとっての経済合理性」の検証
- ③ メイン行と支援専門家による保証債務の履行基準（残存資産の範囲）の検証

- ④ 保証債務の弁済計画策定
- ⑤ バンクミーティングにより、対象債権者との事前合意形成

(3) 【第3段階】債務整理実行

- ① 保証債務整理のための準則型私的整理手続申立
 - ※ 個別整理（いわゆる「のみ型」）の場合、特定調停の申立
 - ※ 「資産に関する表明保証」および支援専門家による確認は、この時点までに行う必要あり。
- ② 準則型私的整理手続により、保証債務弁済計画を“書面合意”
 - ※ 弁済計画における資産隠匿等判明時の「債務復活条項」は保証人と対象債権者との書面による合意がなければ効力が担保されないため、必ず書面合意が必要（特定調停の場合は、調停期調書が確定判決と同様の効力を有するため、書面の作成は不要）。
 - ※ 特に支援協スキームの場合、支援協は書面合意まで面倒をみないので、スキーム外で債権者が支援専門家との間で合意書面を締結する必要あり。
- ③ 弁済計画履行
- ④ 保証債務免除

5. 参考文献

(1) ガイドライン全般

- ① 拙稿「ガイドラインに基づく対応実務の解説」(銀行実務 2014 年 5 月号 14 頁)
- ② 児島幸良・足立格・金融機関(当行含む)本部セクション担当者「座談会 ガイドライン適用に当たっての地域金融機関実務における注意点・問題点」(銀行実務 2014 年 5 月号 22 頁)
- ③ 小林信明・中井康之・中村廉平・熊谷洋一・佐々木宏之「座談会 経営者保証ガイドラインの現状と課題 第 1 部 契約・見直し時(入口)における現状と課題」(銀行法務 21・786 号 4 頁)

(2) ガイドラインに基づく保証債務整理手続

- ① 拙稿「経営者保証ガイドラインの出口戦略—保証債務を単独で整理する場合の実務対応を中心に」(事業再生と債権管理 144 号 70 頁)
- ② 小林信明監修(㈱きんざい通信講座)『Q & A 新しい保証実務がよくわかる講座』第 2 巻 38 頁
- ③ 小林信明・中井康之・中村廉平・熊谷洋一・佐々木宏之「座談会 経営者保証ガイドラインの現状と課題 第 2 部 債務整理時(出口)における現状と課題」(銀行法務 21・787 号 10 頁)
- ④ 拙稿「特定調停手続と債権者の対応」「特定調停手続と期限の利益喪失事由の該当性」「特定調停手続と無税償却」(事業再生と債権管理 143 号 118 頁)

(3) 当行主導で実施したガイドラインに基づく保証債務整理の事例

- ① 神戸俊昭・塚田学「法人の代表者およびその配偶者について特定調停手続を利用し「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務の整理を行った事案」(事業再生と債権管理 146 号 118 頁)
- ② 村上義弘・小谷貴由「「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務の整理において、破産手続が行われた場合に否認の成否が問題となりうる財産評定基準日以前の処分資産について、基準日時点の保有資産として一部を弁済額とし、残りを残存資産とする内容の弁済計画が成立した事例」(事業再生と債権管理 149 号 124 頁)